

各事業主 殿

青森労働局長登録番号第8号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 森 山 慶 一
(公印省略)

フォークリフト運転士技能講習会開催について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、労働安全衛生法に基づき、1トン以上のフォークリフト運転業務にはフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ業務に従事出来ないこととなっております。
つきましては、青森労働局長の登録教習機関として、上記資格取得の為の技能講習会を下記により開催致しますので、関係者多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び場所

開催地		月 日	時 間	会 場
八戸	学 科	4 月 16 日(水)	8:30～17:00	【学科】青森県トラック協会三八地区研修センター 八戸市長苗代化石 26-11 ☎0178-28-2131 【実技】八戸館鼻漁港内 八戸市新湊 3 丁目
	実 技	17 日(木)・18 日(金)	7:50～17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は 4 月 17 日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
		19 日(土)	7:50～16:15	
青森	学 科	5 月 13 日(火)	8:30～17:00	【学科・実技】 青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川 111-3 ☎017-729-2211
	実 技	14 日(水)・15(木)	7:50～17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は 5 月 14 日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
		16(金)	7:50～16:15	

2. 講習科目及び時間

【第1日目 学 科】

講習科目	講習時間
構造・取扱	4 時間
力学の知識	2 時間
関係法令	1 時間
学 科 試 験	講習終了後

【第2～4日目 実 技】

講習科目	時間割	講習時間
走行操作	別途指示する	20 時間
荷役の操作	〃	4 時間
実 技 試 験	講習終了後	

3. 講 師 名

葛 西 重 明	吉 田 隆 幸	吉 田 隆 幸
市 川 勤	丹 藤 昭 則	小 西 由紀夫
成 田 進	五 戸 功	飯 山 眞 也
佐 藤 政 人		

4. 受講資格

- Aコース (イ) 大型特殊(カタピラ限定なし)免許所持者
(ロ) 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(限定付)免許を有し、且つ特別教育修了後3ヶ月以上運転業務の経験があるもの ※特別教育修了証及び業務経験証明書を添付のこと
～2日間(学科1日、実技1日)
- Bコース 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(カタピラ限定付)免許所持者
～4日間(学科1日、実技3日)

5. 受講料 (税込・令和2年4月1日改定)

- Aコース 17,000円＝(受講料 15,350円＋テキスト代 1,650円)
Bコース 33,000円＝(受講料 31,350円＋テキスト代 1,650円)

6. 申込方法

- (1) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。申込期間は開催日の1週間前まで、定員に達し次第〆切りとします。

※銀行振込の場合は払込票(コピー)を添付すること

銀行名	青森みちのく銀行本店営業部	普通預金	No.280713
口座名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部		

7. 申込先

- 【青森会場】〒030-0111
青森県青森市荒川字品川111-3
陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部
(青森県トラック協会研修センター内) ☎017-729-2211 FAX017-729-2266
- 【八戸会場】〒039-1103
青森県八戸市長苗代化石26-11
青森県トラック協会三八支部 ☎0178-28-2131 FAX0178-29-4754

8. その他

- (1) 学科講習終了後同会場で修了試験を行いますので、筆記用具・計算機を持参のこと。
- (2) 実技講習では「ヘルメット」を使用しますので各自持参のこと。
尚、当協会でも一部準備し貸与します。
- (3) 受講申込書には、6ヶ月以内に撮影した無背景・無帽の上半身で縦2.6cm×横2.3cmの (サイズ厳守) **写真1枚**を添付のこと。
- (4) 受講日現在所持する運転免許証の写し(本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも)を貼付けて下さい。
- (5) 受講申込者の都合にて出席出来ないときは、**受講料を返金致しません。**
- (6) 合格者には「フォークリフト運転技能講習修了証」を交付致します。
- (7) 昼食は各自準備して下さい。
- (8) 認印は、申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
例：齋藤 → 斉藤 は認印として認められません。
- (9) 併記を希望の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等の証明書、通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。